

令和7年度 八丈町におけるアスベスト大気濃度調査の結果

試料採取日	調査地点	測定箇所 No.	総繊維数濃度 (本/L)
令和7年10月23日	八丈町役場	No.1	0.11未満
		No.2	0.45
令和7年10月23日	三原小学校 三原中学校	No.1	0.11
		No.2	0.11
令和7年10月24日	富士中学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年10月24日	三根小学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年10月28日	末吉公民館	No.1	0.11未満
		No.2	0.34
令和7年10月28日	あおぞら保育園	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年10月29日	保健福祉センター	No.1	0.11未満
		No.2	0.11
令和7年10月29日	むつみ第二保育園	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年10月30日	大賀郷公民館	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年10月30日	若草保育園	No.1	0.11未満
		No.2	0.34
令和7年12月23日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第一	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年12月23日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第二	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年12月24日	富士中学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和7年12月24日	三根小学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年1月28日	檉立公民館	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年1月28日	三根公民館	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年1月29日	中之郷公民館	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年1月29日	末吉公民館	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年1月30日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第一	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年1月30日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第二	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満

試料採取日	調査地点	測定箇所	総繊維数濃度
		No.	(本/L)
令和8年2月19日	八丈町クリーンセンター	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年2月19日	八丈町南原処理場	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年2月20日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第一	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年2月20日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第二	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月2日	八丈町役場	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月2日	若草保育園	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月4日	八丈町保健福祉センター	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月4日	むつみ第二保育園	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月5日	大賀郷小学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月5日	大賀郷中学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月5日	あおぞら保育園	No.1	0.11
		No.2	0.11未満
令和8年3月6日	三根小学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月6日	富士中学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月6日	三原小学校 三原中学校	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月9日	大賀郷公民館	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月9日	町立八丈病院	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月10日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第一	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満
令和8年3月10日	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 第二	No.1	0.11未満
		No.2	0.11未満

※ マニュアルでは、まず、アスベスト以外の繊維も含む総繊維数濃度を求め、総繊維数濃度が1本/L（大気1リットルあたり1本）を超過した試料について、繊維の同定（アスベスト繊維濃度の測定）を行うこととなっています。今回の調査では1本/Lを超える地点は確認されませんでしたので、繊維の同定は行っていません。

※ 令和7年10月23日～30日の調査は、八丈町からの要請を受けて、東京都と東京都環境計量協議会において令和2年9月に締結した「災害時における石綿モニタリングに関する協定書」に基づき、東京都環境計量協議会の協力を得て東京都が実施したものです。

○大気濃度の目安

国内では一般大気環境におけるアスベスト濃度の基準は定められていません。

なお、大気汚染防止法では、アスベストを取り扱う工場・作業場（特定粉じん発生施設）の敷地境界基準として、大気中のアスベスト濃度が、大気1リットル当たり10本と規定されています。